

虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する指針

1. 基本方針

株式会社 シーナは、利用者又は入所者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、拘束しない支援を目指し、日常生活の早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレスト）

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前 3 項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

【市町村との連携及び通報】

施設内で発生した虐待等の報告等の方策は、次によるものとする。

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、加害者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先する。

【発生時の対応】

虐待事案（疑いを含む）等の発生時の対応は、次によるものとする。

- （１） 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、虐待防止・身体拘束等適正化委員会 運営要綱に定める委員会「以下（委員会という。）に報告する。
- （２） 委員会は、報告及び相談があった場合は、報告等を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、加害者に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事実を確認する。
- （３） 事実確認を行った内容を踏まえ、委員会において当該事案を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知徹底する。
- （４） 事実確認の結果、虐待等が事実であることが確認された場合には、加害者に対応の改善を求め、就業規則に則り必要措置を講ずる

【身体拘束等】

（１）虐待防止検討委員会

- ①委員会の委員長は年度毎に新任者を決定する。
- ②委員会の委員は、各事業所代表とする。
- ③委員会は、３ヶ月に１回開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。
- ④委員会の審議事項等
 - ・虐待防止委員会の組織に関すること
 - ・虐待の防止及び身体拘束適正化の指針の整備に関すること
 - ・虐待防止の及び身体拘束適正化の職員の研修の内容に関すること
 - ・虐待・身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
 - ・虐待・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること
 - ・審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

【虐待防止のための職員研修に関する基本方針】

- （１）職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- （２）この指針の基づく研修は、年間２回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

3. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

【虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、施設管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、施設管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (3) 施設管理者は、虐待防止委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

【成年後見制度の利用支援に関する事項】

家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

【虐待等に係る苦情解決方法に関する事項】

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

【利用者又はご入居者に対する当該方針の閲覧に関する事項】

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

令和6年4月1日施行